

平成12年 第3回臨時会

厚岸町議会会議録

平成12年11月24日 開会
平成12年11月24日 閉会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成12年厚岸町議会 第3回臨時会会議録		
招 集 期 日	平成12年11月24日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 事 堂	
開催日時	開 会	平成12年11月24日 午前10時00分
	閉 会	平成12年11月24日 午前10時37分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	高 橋 敏 晃	×	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	稲 井 正 義	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17	秋 山 之 男	×
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以上の結果、出席議員 18名 欠席議員 2名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	大 平 裕 一		
議事係長	板 屋 英 志		

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	澤田昭夫		
助役	鈴木英世		
収入役	君澤英二		
総務課長	大沼隆		
企画財政課長	黒田庄司		
監査委員	松見幸男		
教育長	小野寺英樹		
教育委員会 管理課長	田辺正保		
水道課長	山崎国雄		

1. 会議録署名議員

議席4番	稲井正義	議席5番	岩谷仁悦郎
------	------	------	-------

1. 会期

11月24日から11月24日までの1日間（休会 ＝ 、なし）

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

厚岸町議会第3回臨時会議事日程

(12・11・24)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		議会運営委員会報告
第3		会期の決定
第4	陳情第2号	スケート少年達の練習への協力について (厚生文教常任委員会審査報告)
第5	発議案第4号	厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第6	議案第108号	特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第7	議案第109号	職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 ただ今より、平成12年厚岸町議会第3回臨時会を開会いたします。

開会時刻10時00分

議長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番 稲井議員、5番 岩谷議員を指名いたします。

議長 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

3番 議会運営委員会の報告を申し上げます。本日、9時30分から第13回議会運営委員会を開催いたしました。議件は第3回臨時会の議事運営についてであります。

一つは議会提出の案件についてで、「陳情第2号 スケート少年達の練習への協力について」、厚生文教常任委員会から審査報告がなされます。次に「発議案第4号 厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」が提案されます。

2番目に、町長提案の議案については議案第108号から第109号まで、いずれも給与に関する条例2件であります。

会期の決定については、本日1日とするのが宜しかろうという事で、議会運営委員会では決議を出しております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただ今の議会運営委員会報告にありましたように、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

議長 日程第4、陳情第2号 スケート少年達の練習への協力についてを議題といたします。

本件につきましては、本年、第2回臨時会におきまして、厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の審査を求めていたところ、今般、審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

10番 10番。ご報告申し上げます。付託されました事件は、「陳情第2号 スケート少年達の練習への協力について」であります。審査経過を申し上げます。平成12年10月18日、第2回臨時会に於いて付託されました本件につきましては、平成12年10月25日に本委員会を開催いたしまして、理事者から詳細な説明を受けました。尚その後、各委員の審議を行い、慎重に審査をしたものであります。

結果について申し上げます。採択すべきものと決しました。

以上、会議規則第77条の規定により、ご報告申し上げます。

議長 お諮りいたします。

委員長の報告は採択であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本陳情は採択と決定しました。

議長 日程第5、発議案第4号 厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長 職員の朗読（朗読内容省略）

議長 提出者であります音喜多議員に、提案理由の説明を求めます。

16 番 16番。
ただ今上程頂きました、発議案第4号 厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を申し上げます。
本件につきましては、去る11月8日に開催されました議員協議会に於いて、話し合いをいたしました結果を受けて、私共、町議会議員の期末手当を削減すべく条例を改正しようとするものであります。内容といたしましては、協議の結果のとおり、12月に支給されます期末手当を0.2ヶ月分、100分の20を本年度から削減するというものでございます。
議員各位におかれましては、事情ご賢察の上、ご承認頂きますようお願い申し上げます。大変簡単ですが、提案理由の説明とさせていただきます。
議長 これより質疑を行います。
(なし)
議長 なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案とおりに決定することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定しました。
議長 日程第6、議案第108号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。
総務課長 ただ今上程頂きました、議案第108号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。
町長、助役、収入役、及び教育長の期末手当の年間の支給割合は、現在、それぞれの条例において、平成11年11月30日から期末手当基礎額の100分の495と規定されております。本件に関しましては、過日、厚岸町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づきまして、同審議会にお諮りをいたしましたところ、一般職の人事院勧告に倣った改正と

同様に、年間100分の20引き下げる改正が適当であるという答申を頂きましたので、本義案を上程させて頂いたものであります。
恐れ入りますが議案の第1ページをお開き願います。先ず、第1条の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。この条例中、第5条で各期別の期末手当の支給割合を規定しており、この内、12月期の支給割合、現行100分の235を100分の20引き下げまして、100分の215に改める内容であります。
次に、第2条の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正に関しましても、第1条の改正内容と同様であります。説明を省略させて頂きたいと存じます。
附則につきましては、12月期の期末手当の支給基準日を12月1日と規定しておりますことから、この条例の施行日を平成12年11月30日とするものでございます。
なお、この条例の改正に伴います削減額は、町長、助役、収入役、教育長分を合わせまして 679,420円となりますが、これらに関わる補正予算につきましては、他の関連する案件と合わせまして、12月定例会に於いて上程させて頂きたいと考えておりますので、ご了承を頂きたいと思っております。
以上、大変雑駁な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認頂きますよう宜しくお願いを申し上げます。
議長 これより質疑を行います。
(なし)
議長 なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案とおりに決するに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
議長 日程第7、議案第109号 職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。
総務課長 ただ今上程を頂きました、議案第109号 職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員

の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

人事院は本年8月15日、衆参両院議長及び内閣総理大臣に対しまして、国家公務員法及び一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の給与の改定を勧告し10月6日これを閣議決定しております。この勧告の骨子であります、一つ目として、現行方式の勧告がスタートしました昭和35年以来、初めて基本給の改定を見送ること。二つ目としまして、子等に関わる扶養手当を引き上げること。三つ目としまして、期末勤勉手当を引き下げること、という骨子となっております。

本件はこの内、期末勤勉手当の引き下げについて、12月期の期末勤勉手当の支給基準日が先の議案同様、12月1日となっておりますので、この基準日以前に条例改正の手続きが必要なため、本臨時会に於いて、その支給割合の引き下げに関する改正条例案を上程させて頂いたものであります。

恐れ入りますが、議案の2ページ目をお開き願います。合わせまして議案の説明資料といたしまして、別途新旧対照表をお配りしてありますので、参考にして頂きたいと存じます。

改正の内容についてであります、第1条の職員の給与に関する条例の一部改正であります、この条例の第16条の3第2項では、期末手当の支給割合を規定しておりますが、この内12月期の支給割合について、現行100分の175を100分の15引き下げ、100分の160に改めようとするものであります。次に、第16条の6第2項では、勤勉手当の支給割合の限度を規定しておりますが、現行は6月期・12月期共に勤勉手当支給割合の限度を、それぞれ100分の60としていたものを、6月期に支給する場合においては、従前同様100分の60とし、12月期に支給する場合においては、100分の60であったものを100分の5引き下げ、100分の55に改めようとするものであります。

次に、第2条の厚岸町企業職員の給与種類及び基準に関する条例の一部改正であります、条項番号が異なる他、第1条の改正内容と同様でありますので、説明を省略させて頂きたいと思っております。

附則につきましては、先の議案同様、この条例の施行日を平成12年11月30日とするものでございます。

なお、この改正に伴います削減額であります、一般会計で1,753万9,000円、水道・病院を含む全会計で2,556万6,000円という様に試算をしております。又、この度の人事

院勧告に基づきます期末勤勉手当の支給割合以外の改訂につきましては、12月定例会に於きまして、これらに関わる補正予算と合わせまして、上程させて頂きたいというふうに考えております。ご了承をお願い申し上げます。

以上、大変雑駁な説明であります、ご審議の上、ご承認を頂きますようお願いを申し上げます。

議長

これより質疑を行います。

3番

3番。

今回の給与の改定に伴って、財源が全体として2,556万6,000円浮くんだというお話ですね。そこで更に伺いたいのは、減収になる平均額、一人当たりの年収ですね、幾ら減るのか。昨年と引き続いて2年連続でありますから、昨年と合わせると幾らになるのか、この二つをお答え頂きたい。

それから人勸では、民間との差が0.12%、額にして447円となっておりますね。この格差をどうするのかということで、今回は基本給には手を付けない。それは貴方が今仰ったように、1960年以降初めての措置が取られたということですね。それについては、中年労働者に配慮するということで扶養手当を増額する。これは12月に提案するんだと仰ってますけれども、中身についてお伺いしたんですが、人勸によりますと、扶養手当について子供二人目まで1人につき、月500円。ですから5,500円のもの、6,000円になると。それから3人目からは、現在2,000円のもの、3,000円、月1,000円の引き上げが行われると、こういうことなんですね。

これとの関連で、財源の落ち具合がどうなるのか。例えば国ではですね、全体として990億の財源が浮くんだと。ただ、今言った扶養手当の分が80億あるんで、全体としては910億だと、この様に言ってますね。地方で浮く財源が、1,650億と言われております。そういう点で扶養手当との関連も合わせて、お答え頂きたいと思っております。

議長

総務課長。

総務課長

今年度の一般職の期末勤勉手当の削減の影響について、先ず一人平均の影響額、削減額であります、全会計合わせまして約7万5,000円と試算をしております。それから昨年の期末勤勉手当に関しましては、0.3ヶ月のカットをされております。これの一人期末勤勉手当の影響額といいますのは、10万円強というふうに試算をしております、これらを合わせますと17万5,000円前後という影響になるかと思っております。

それから扶養手当の改正の中身であります、ただ今ご質問者が言われておりました

とおりに、扶養親族である子等に関わる扶養手当を、二人目までにつきましては月額 500 円、三人目以降につきましては一人につき月額 1,000円を引き上げる、という内容になっております。これら扶養手当の改定に伴います影響額は、ただ今、全会計で会計経理を行って試算中ではありますが、一般会計について申し上げますと、この影響がある職員は約42.34%で、扶養手当に関しましては影響額が一般会計全体で116万、期末勤勉手当の跳ね返り分も含めると 162万円前後というふうに試算をしております。

これらが12月の定例会に於いて、これらに関わる補正予算を今回の期末勤勉手当削減と合わせまして、上程をさせて頂きたいと考えております。

議 長
3 番

3 番 3 番。この年収が全会計合わせて 17万5,000円だと、年収の減収が一人平均、これは平均ですから、それより多い人も少ない人も当然いるわけでありまして。基本給だけを考えますと国家公務員で一般的に6万9,000円と言われてますね、厚岸町では7万5,000円になるんだと、それよりも一人当たりの年収額は高い状態になっているわけですね。

そういうことを踏まえながらですね、今回の措置について考えますと、一つは人勤があくまでも民間に準拠するんだと言っているわけでありまして。しかしながら、国家公務員法でも地方公務員法でもですね、このベースアップについては、民間に準拠することだけが記載されているわけではありませんね。生計費の問題もある、他の地方公共団体との関係もある、地方公務員法についてはね。それで少なくとも三つの大きな要素を上げているわけでありまして、人勤でいわれているのは民間に準拠する、このことだけが強調されていると思うわけでありまして。そういう点で今回ですね、基本給はゼロだというふうにしてるところもありますね。私は法に照らしても大きな矛盾があるのではと考えるわけでありまして、その点について。

それからもう一つは 447円というふうに、これは国の場合ですね、格差が小さいけれども本来であれば国でいえば俸給表、それから町でいえば給料表ですか、これを見直すべきではないのかと、基本給を見直すべきではないのか。どこで見直すかという、先程申し上げたように扶養手当で見直す。対象になるのは、貴方が答弁なさったように42.34%、全体に及ぶわけではないんですね。額にしても116万幾らですから、そんなに大した額ではないというふうに考えます。その点についてお答えください。

議 長
総務課長

総務課長。人事院勧告と地方公共団体の給与規程の関係でありまして、確かに民間準拠という考

え方等の下に人事院に於きましては、昨年もお答えをさせて頂いておりますけれども、企業規模100人以上、且つ事業所規模50人以上の全国の民間事業所、約3万5,000の内から統計手法に則りまして、無作為に7,600の事業所を選定いたしまして、この事業所にそれぞれ人事院の職員が出向きまして、給与の実態、或いは手当の実態等を調査し、その結果、現在の我々公務員との差を出しまして、それを比較した結果、この度は期末手当の削減、それから扶養手当の増、或いは我々でいうところの給料表の改訂は行わない、という結論に達したものでありまして、この人事院の捉え方、それから公務員の身分保障と給与の関係とを勘案いたしまして、この勧告に倣うのが適当であると考えております。

それから一人当たりの民間との格差であります。ご質問者のご指摘のとおり、一人平均447円、率にしまして0.12%が民間給与のほうが高いという数字になっております。これは昨年は実は0.28%でございました。この0.12%の些少の、些少というのが適切かどうか分かりませんが、この程度の率であれば、現在1級から8級まで給料表で定めているところのそれぞれの号俸の給料改定を行うというのは、大きな影響が出て来ない。大きな影響が出て来ないということは、それぞれの俸給への影響額というのは、改正に伴う影響額というのは、余り出て来ないのではないかという考え方から、今年度に介しましては、この給料表の改訂を行わないという勧告がなされた、という理解をしております。

議 長
3 番

3 番。長々とやるつもりはありませんけれども、そもそもですね、民間で働いている労働者と、民間企業と地方自治体ですね。営利を追求する民間企業、自治体の場合はそうではありませんね、役目が全く違うんじゃないか。そこをですね、この民間に準拠するというやり方、矛盾があるのではないか。それで最近ですね、民間が年功序列を廃止するとか、色んな人事管理の面、或いは賃金の面についてですね、能力の実績主義をとるとか、色々と変わって来ていますね。

では人勤がですね、どこまでそれに追随して行くのか。もう限界に来ているのではないか、全く性質が違うのではないかというふうなことも言われておりますよ、あなた方も聞いておられると思いますけれども。そういうことで、私はその様な人勤が抱えている矛盾ですね、何でも良いからそこへ追随して行くんだ、金が浮けば良いんだというものではないのではないかと思うんです。今回の措置については全体で 2,500万、年収が。今の不況が長引いているその原因がですね、個人消費の冷え込みだと言われているわけ

ですよ。地域だって、私は大きな問題だと思いますね。そういう点での、やはり十分勘案されるべきものではなかったのかと思う。その点は如何ですか。

議長 助役。

助役 ただ今のご質問でございますけれども、確かに質問者が仰るように公務員のサービスというのは、まさしく身分は保証されておりますけれども、やはり公務、公正、中立性、安定性を確保して、住民に対して質の高いサービスを提供すると。そういう意味からいきますと、今、質問者が言われるとおりであらうと思います。

ただ、ご存じのように質問者も言われておりますけれども、現在の経済情勢、更には民間の賃金水準、これは民間の賃金水準につきましては、最近の賃金よりも雇用という、要するにそういう言葉に象徴されますように、失業率を含めて民間賃金が決められている。或いはそういった雇用情勢も反映されておりますし、そうなりますと、やはり人勧につきましても、そういうことを加味しなければいけない、ということが根本的にあるようであります。

私も今の厚岸町の経済情勢、それらを見たときに、やはりそれはそういった民間に準拠する方が正しいだろう、というふうに一方では考えるわけであります。従いまして、確かに公務員の賃金は均衡の原則、或いは職階制の原則、或いは条例主義の原則と種々あるわけでございますけれども、やはり私共も給料水準につきましては、昨年・一昨年からやっておりますように、住民に対する理解を求めないといけないということで、賃金の公表等も実施して来ているわけですが、やはり先程も申し上げましたように、そういった今の雇用情勢、或いは賃金との関わり合い、そういったことを加味しながら対応していかなければならないものだと、それで今回はそういうことで提案をさせて頂いたということでありますので、ご理解をして頂きたいと思っております。

議長 他に質疑はありませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し。

(「反対」の声あり)

議長 これより討論を行います。

先ず、原案に反対者の発言を許します。

3番

3番 私は、議案第109号 職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたすものであります。

今回準拠した人勧は、今春の民間との給与格差が過去最低、0.12%、447円だということとを理由に、民間の基本給に当たる俸給の引き上げを初めて見送り、扶養手当を増やす形で格差を埋める勧告であります。更に民間のボーナスに当たる期末手当・勤勉手当は0.2ヶ月分減らして、年間4.75月とするよう求めております。両手当の削減は2年連続、職員の平均収入は改訂前より、先程の答弁にもありましように7万5,000円、更に期末勤勉手当を加えれば17万5,000円になるわけであります。更には能力・実績を重視した給料体系への転換であるとか、能力適正等に基づく人事管理のための評価システムの整理等を打ち出しております。

基本給の改定見送りは現行の勧告方式となった1960年、昭和35年以降初めてであり、期末勤勉手当の基礎が4.7ヶ月になるということは、30年前に逆戻りをさせる異常なものと言わなければなりません。僅かであれ、格差の配分は全職員に及ぶ給料表改訂で行うのが原則ではないのでしょうか。民間賃金、民間でゼロ企業も48%あったから、公務員は一括してゼロ、民間準拠は筋が通らないというふうに考えております。公務員賃金は民間賃金だけではなくて、生計費・その他等、三要素で決まり、人勧イコール民間準拠ではないわけであります。

2年連続のマイナス勧告に準じて行われた今回の措置は、厚岸町の公務員労働者と家族の生活を圧迫するわけでありまして、2万5,000からの年間減収は特に不況の長引く中で、個人消費が大きな要員とされておりますが、それを一層長引かせるものになることは間違いないわけであります。

以上の観点から、私は議案第109号に反対をするものであります。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

(なし)

議長 休憩いたします。 休憩時刻10時36分

議長 再会いたします。 再会時刻10時36分

以上で、討論を終わります。
これより起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり決しました。

議長 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。
よって、平成12年厚岸町議会第3回臨時会を閉会いたします。 閉会時刻10時37分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成12年11月24日

厚岸町議会

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____